

平成 30 年度 第 2 回愛看アラムナイ大学部会 議事録

日 時：平成 30 年 9 月 26 日（水）12:30～14:30

場 所：看護学部管理棟 3 階 小会議室 2

出席者：宇城、柴、神谷、西尾、天木、天草、西岡（書記）

資料

1. 愛看アラムナイ大学部会内規（20180926 改定案）
2. 請求書（案）
3. 愛看アラムナイ大学部会の担当役割・年次計画（案） 部会長の役割
4. 副部会長の役割
5. 会計担当業務
6. 理事の役割
7. 学部生学年代表名簿

審議事項

1. 総会で指摘された大学部会内規の文言の修正について

柴副部長より資料 1 が提示され、平成 30・31 年度通常総会における意見をふまえた愛看アラムナイ大学部会内規の改定案について、下記のとおり説明された。

- ・第 29 条：「役員旅費」として役員のみ支給されることを明確にした。
- ・第 29 条：役員旅費が一律 1,000 円であることについて、部会議の承認がある場合はこの限りではないことを追加した。
- ・第 30～34 条：文章表現の修正を行った。
- ・第 35～36 条：学年代表について、卒業年次を迎える学生を対象とすること、愛看アラムナイ設立以後の卒業生を対象とすること、大学院生を含むことを明確にした。
- ・第 37～38 条：文章表現の修正を行った。

上記改定案について、審議の結果、第 29、35、36、38 条の文章を下記のとおり修正することとなった。

第 29 条 役員が本部会の業務に関わる会議または行事に出席するための旅費は、一律 1,000 円とする。
ただし、部会議で承認された場合はこの限りではない。

第 35 条 本部会は、愛看アラムナイ会則第 8 条に基づく理事のほかに、学年代表を置く。

第 36 条 学年代表は、卒業または修了が 2015 年度以降の会員に対して、各年度 2 名とする。

第 38 条 学年代表は、愛看アラムナイに関する広報に協力し、愛看アラムナイ通常総会、大学部会総会などに参加する。

2. 同窓会会費に関する請求書（案）について

西尾理事より、今年度からの愛看アラムナイ大学部会会費は、総務課中村課長が窓口になったことが説明され、入金を申請する際には、資料 2 の請求書と 1 年生の名簿を提出する予定であることが説明された。

3. 各担当の役割を時系列に可視化について

資料3～6のとおり、各役職から部会長、副部会長、会計、理事の役割をまとめたものが提示された。これらを統合し、事業計画案に沿った実施項目が示され、役職ごとに時系列で役割を示す一覧表を作成することとなった。一覧表は資料7を改変して、通常総会から次年度通常総会までの2年間について1か月ごとに枠を作成し、各月に実施される事業および役職ごとの役割内容を記載することとなった。

4. その他

天草理事より、平成27年度からの学部卒業生学年代表名簿を作成したことが報告された。平成29年度の学年代表が不在であることが報告され、平成29年度卒業生で現在大学院に在籍している学生などに依頼していくこととなった。